

セイエイ・エル・サンテグループ反社会的勢力に対する方針

セイエイ・エル・サンテグループ（セイエイ・エル・サンテホールディング株式会社およびその子会社で構成される企業グループをいう。）は、セイエイ・エル・サンテグループ倫理基本方針、暴力団排除条例に基づき、次のとおり反社会的勢力に対する方針を定め、反社会的勢力との関係遮断を徹底します。

1 組織としての対応

反社会的勢力による不当な要求については、担当者や担当部署のみに任せずに、経営トップ以下、組織全体で対応します。また反社会的勢力に対応する従業員の安全を確保します。

2 外部専門機関との連携

反社会的勢力の不当な要求に備えて、平素から警察、暴力団追放運動推進センター、弁護士などの外部の専門機関と緊密な連携関係を図ります。

3 取引を含めた一切の関係遮断

反社会的勢力とは取引関係を含めて、一切の関係を持ちません。また、反社会的勢力による不当要求は拒絶します。

4 有事における法的対応

反社会的勢力による不当要求に対しては、民事および刑事の両面から法的対応を行います。

5 不適切な取引及び資金提供の禁止

資金提供は、反社会的勢力による不当な要求が、事業活動上の不祥事、役員や従業員の不祥事を理由とする場合であっても、資金提供や事案を隠ぺいするための裏取引は絶対に行いません。

6 制定・改廃

本方針の制定（改訂及び廃止を含む。）はセイエイ・エル・サンテホールディング株式会社の取締役会が行います。

付 則

本方針は2025年8月19日に制定し、同日より実施する。

2026年2月17日 改訂

以上